

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 福祉総務課

不利益処分の内容	家庭的保育事業等の事業者に対する改善命令
根拠法令等及び条項	児童福祉法第34条の17第3項
	根拠条項 児童福祉法第34条の17第3項
	参考事項
設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象 基準に適合しないと認められる家庭的保育事業等の事業者で、必要な措置を採るべき旨の勧告に従わない事業者。</p> <p>2 処分内容 基準に適合するために必要な措置を採るべき旨の勧告に従わず、かつ児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずる。</p>